

## 高齢者や障害のある方の暮らしを地域でサポートする身近な相談窓口

機関名（圏域）	住所/e-mail	電話番号/FAX番号	QR
浜手地域包括支援センター（西・北・津田・二色小学校区）	貝塚市沢525-1 (ケアハウスふれあい二色の浜内) fureai21@carrot.ocn.ne.jp	072-436-3911 072-430-2940	
中央地域包括支援センター（東・南・中央小学校区）	貝塚市小瀬1丁目32-10 (エスピア井出103号) k.chuohokatu@tenor.ocn.ne.jp	072-438-5206 072-438-1177	-
山手地域包括支援センター（木島・葛城・永寿・東山小学校区）	貝塚市水間137-1 (特別養護老人ホーム水間ヶ丘内) kenjinkai-houkatsu@bz04.plala.or.jp	072-446-5530 072-446-5532	
貝塚市障害者基幹相談支援センター	貝塚市畠中1-18-8 (保健・福祉合同庁舎内3階) kc-shakyo@ap.wakwak.com	072-488-7770 072-488-7776	
貝塚市障害者生活相談支援センターいづみ	貝塚市東山2-1-1 kodomo-d@rinku.zaq.ne.jp	072-421-3000 072-446-3999	
障害者地域生活支援センターみづま	貝塚市清見553-1 shien-c-mizuma@kawasaki-kai.or.jp	072-446-6510 072-447-5777	

## 成年後見制度の利用に関する関係機関

機関名	住所	電話番号	QR
大阪家庭裁判所岸和田支部	岸和田市加守町4-27-2	072-441-6804	
岸和田公証役場	岸和田市宮本町2-29 ライフエイトビル3階	072-422-3295	-

## 行政の相談窓口

機関名	住所	電話番号/FAX番号	QR
貝塚市高齢介護課	貝塚市畠中1丁目17番1号本館1階 koreikaigo@city.kaizuka.lg.jp	072-433-7010 072-433-7404	
貝塚市障害福祉課	貝塚市畠中1丁目17番1号本館1階 shogaifukushi@city.kaizuka.lg.jp	072-433-7012 072-433-1082	

**権利擁護サポートセンターかいづか**  
〒597-0072 大阪府貝塚市畠中一丁目18番8号  
保健・福祉合同庁舎3階 貝塚市社会福祉協議会内  
TEL : 072-493-3111  
FAX : 072-439-0035  
アドレス : ka-shakyo@aa.wakwak.com  
営業時間 : 月～金曜日午前9:00～午後5:00  
(祝日、年末年始除く)



2025.10.1

# 権利擁護サポートセンターかいづか

～ 地域で安心して生活していくために～

## センターの業務

- ・総合相談 皆さんからの相談に応じます
- ・専門相談 必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士への相談を調整します（まずはセンターにお問い合わせください）

※令和7年12月以降、毎月第1水曜日に実施します  
(1枠1時間で2枠を予定)

- ・広報啓発 後見制度等の普及と利用促進の啓発活動を行います
- ・地域連携ネットワークの構築 行政、司法、医療、福祉等の関係機関と連携を図ります

- ・活動支援 市民後見人の活動をサポートします



社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会



# 成年後見制度



認知症、知的障害などで判断が難しくなった方に代わり、家庭裁判所に選任された「成年後見人」等が、財産管理や契約手続きなどを支援する制度です。

例えば、認知症のため銀行で出金できない、自宅を売却できない、訪問販売で高額商品を買わされるなど。

## 法定後見制度

**後見** 判断能力がない方

大切なことを代わりに判断してくれます

**保佐** 判断能力が著しく不十分な方

大切な判断と一緒に考えててくれます

**補助** 判断能力が不十分な方

指定したことだけ判断を手伝ってくれます

## 任意後見制度

※将来に備えたい方

公証人役場で契約を締結  
↓ 判断能力が低下

家庭裁判所に申し出  
監督人の選任

## 後見人の役割



財産の管理 お金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消しなど

身上保護 福祉サービス等の契約、支払い、支援チームとの連携に基づく方針決定など

裁判所への報告 本人の状況や後見活動について家庭裁判所に原則年に1回報告



## ご利用までの流れ

申立準備 → 申立て → 審理審判 → 後見等開始



## Q&A

Q1 申立て書類はどこにありますか

家庭裁判所の窓口で入手できるほか、裁判所のホームページからダウンロードできます。

Q2 申立ては誰が行うのですか

ご本人、配偶者、4親等内の親族等のほか、状況により、市長が行う場合もあります。

Q3 判断能力の程度はどのように判断されますか

家庭裁判所が医師の診断書などをもとに判断します。日常生活や財産管理の状況についても確認されます。

Q4 後見人はどのように選ばれますか

ご本人やご家族の希望を参考にしながら、家庭裁判所が適任と考えられる人を選任します。専門職が選ばれる場合もあります。

Q5 費用はかかりますか

申立て費用は、2~15万円程度かかります。また、専門職後見人が選ばれた場合、報酬は、財産額に応じて決まります。（月額2~6万円程度）



# 日常生活自立支援事業



認知症、知的障害、精神障害等により「お金の管理や手続きが不安…」という方が、地域で安心して暮らせるように、通帳等をお預かりして、お金の管理や各種支払いのお手伝いをする社会福祉協議会のサービスです。

## ○利用対象

認知症、知的障害、精神障害のある方などのうち、判断能力は十分ではないが、本事業のサービスをおおむね理解し、利用意思を示すことができる方

## ○主なサービス

福祉サービス利用援助 ご本人が望む生活に向けて、「自分で決める」という行為を支援します。

日常的金銭管理 日常生活費の通帳をお預かりし、入出金の代理や代行などを行います。

定期預金通帳や書類等の預かり 日常生活費以外の預金通帳などを安全に保管します。

## ○利用となる方の目安

- ・お金、通帳、印鑑などをなくしてしまう心配がある方
- ・公共料金や家賃の支払いを忘れてしまうことがある方
- ・郵便物がたまっているが、内容の理解が難しい方

3つ全てに当たる方は対象

判断能力が不十分

契約締結能力がある

利用意思がある



## ご利用までの流れ

相談受付 → 専門員の訪問 → 支援計画の作成 → ご本人と契約締結 → 定期支援

## Q&A

Q1 相談窓口はどこですか

市の社会福祉協議会へご連絡ください。専門の相談員がご説明し、利用方法と一緒に考えます。

Q2 どのような支援を受けられますか

年金や手当の受け取り、公共料金の支払い、福祉サービスの利用手続きなどを一緒に確認し、お手伝いします。

Q3 成年後見人制度との違いは何ですか

代理権はなく、持方家の売却や施設への入所契約は行えない等の違いがあります。

Q4 死後のこと（葬儀や相続の手続き）は頼めますか

死後のこと（葬儀や相続の手続き）はお手伝いできません。

Q5 一度利用を始めたやめられませんか

ご本人の希望や状況の変化に応じて、相談の上、利用を中止することができます。

